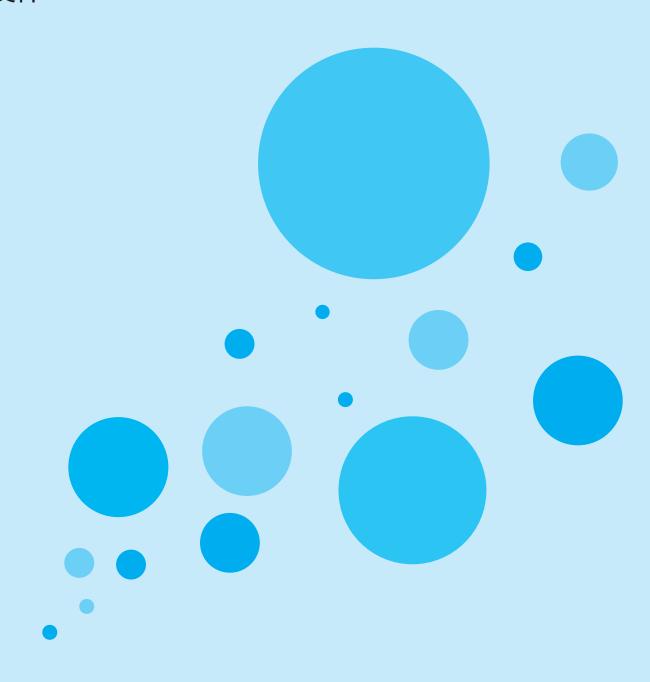
## 自己資本の充実の状況等に係る 説明資料



## 自己資本の充実の状況等に係る説明資料

## 自己資本の充実の状況

銀行 連結	
自己資本の構成に関する開示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
定性的な開示事項	
連結の範囲に関する事項	
自己資本の充実度に関する評価方法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	
信用リスクに関する事項	93
信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	103
派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク(カウンターパーティ信用リスク)に関 するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	103
証券化取引に係るリスクに関する事項	104
CVAリスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
マーケット・リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
オペレーショナル・リスクに関する事項	107
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要…	109
金利リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
連結貸借対照表の科目が別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	112
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明…	118
定量的な開示事項	
その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	110
信用リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額···	
開示告示別紙様式第二号に基づく開示事項····································	
用小台小別紙像式第二号に参りく開小事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
連結レバレッジ比率に関する開示事項	
連結レバレッジ比率の構成に関する事項	176
前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因	
銀行 単体	
自己資本の構成に関する開示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
定性的な開示事項	
金利リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	181

## 定量的な開示事項 単体レバレッジ比率に関する開示事項 流動性に係る健全性を判断するための基準に関する事項 銀行 連結 銀行 単体 報酬等に関する開示事項 3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項 ……203

本ページ以降は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実の状況に係る事項(2014年金融庁告示第7号)、経営の健全性の状況のうち、流動性に係る健全性を 判断するための基準に係る事項(2015年金融庁告示第7号)及び報酬等に関する事項(2012年金融庁告示第21号)について記載しています。なお、本ページ以降における 「自己資本比率告示」とは、2006年金融庁告示第19号を指し、「流動性比率告示」とは、2014年金融庁告示第60号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨て のうえ表示しています。